

韓国現地窓口設置事業業務委託仕様書（案）

1 事業の趣旨

(1) 背景

ア 福島空港韓国路線のこれまで

福島空港の韓国路線は、平成11年6月22日に開設され、アジアナ航空が就航していた。最盛期にはデイリー（週7便）で運航され、韓国からはゴルフ客を中心に、スキー、トレッキング、温泉等を目的とした多くの旅行者が本県を訪れていた。

本路線は累計約56万人が利用し、平均搭乗率も68%程度と一定の実績を有していたが、平成23年3月の東日本大震災の発生に伴い運休となり、現在まで定期便は再開されていない。

イ 韓国市場の動向と本県の状況

訪日外国人旅行市場において、韓国は最大の市場であり、令和7年には約1,749万人（全体の23.9%）が訪日しているなど、日本全体における重要市場となっている。

一方、本県における韓国人宿泊者数は、韓国路線が運航していた平成22年には43,520人と、外国人宿泊者全体の約50%を占めていたが、現在は約4,320人（約1%）にまで減少しており、全国的に見ても低水準にとどまっている。

ウ 日韓関係の動向

近年の日韓関係は改善傾向にあり、令和8年1月には日韓首脳会談が実施され、「シャトル外交」の継続が確認されるなど、良好な関係が構築されている。

(2) 現状

こうした状況の中、本県においては韓国路線の再開に向け、航空会社及び旅行会社への働きかけを進めた結果、令和8年7月及び10月に韓国（清州）とのチャーター便の就航が決定したところである。

(3) 課題

一方で、韓国路線の長期運休に加え、本県に対する風評の影響は依然として残っており、航空会社、旅行会社に対して、本県の現状や魅力に関する正確かつ丁寧な情報発信が十分とはいえない状況にある。

このため、チャーター便を契機とした需要の確実な取り込み及び将来的な定期便再開につなげるためには、戦略的なプロモーションの実施が必要である。

(4) 事業の目的

本県にとって、韓国航空会社によるチャーター便の就航は約13年ぶりであり、韓国からの誘客拡大及び路線再開に向けた重要な契機である。

本事業では、この機会を捉え、効果的な情報発信等のプロモーションを展開することにより、風評の払拭を図るとともに、韓国路線の再開に向けた機運醸成及び需要の創出を目的とする。

(5) 数値目標

事業実施内容	活動目標（アウトプット）		成果目標（アウトカム）	
県活動のサポート	サポート	6回	チャーター便運航航空会社または チャーター便座席購入旅行会社数	6社
航空会社・旅行会社等への働きかけ	航空会社・旅行会社等訪問社数	10社		
航空会社・旅行会社等招請	招請回数	1回		
セミナーの実施	開催数	1回	参加事業者数	20名
			本県のイメージ向上者率	90%
一般消費者向け施策の実施	提案による	提案による	提案による	提案による

2 事業名

韓国現地窓口設置事業

3 委託業務内容

韓国現地に窓口を設置し、チャーター便及び定期便誘致に向け、年間を通じた航空会社・旅行会社等に対して、効果的な情報発信やプロモーションを実施することにより、本県の魅力を適切に伝え、風評の払拭を図るとともに、韓国からの誘客拡大を促進し、将来的な定期路線の再開に向けた機運醸成と需要創出につなげること。

(1) 県活動のサポート

- ア 県が韓国でのプロモーション活動を行う際に、関係機関との連絡調整及び通訳、車両、現地関係者との意見交換会等の手配等を行うこと。（年6回を想定）
- イ 韓国での活動に加え、日本現地で行う韓国関係のプロモーション活動においても、必要な資料作成及び翻訳、連絡調整、通訳、車両手配等のサポートを行うこと。
- ウ 福島県が実施する航空会社・旅行会社等への支援策等について、必要に応じてサポートを行うこと。

提案に当たっては、サポート体制等を示すこと。

(2) 航空会社・旅行会社等への働きかけ

- ア チャーター便並びに定期便再開のため、韓国の航空会社・旅行会社等を10社以上訪問し、働きかけを行うこと。なお、福島空港韓国チャーター便を運航する航空会社を1社以上、チャーター便の座席を購入し旅行商品商品造成・販売を行う旅行会社5社以上の開拓を目標とすること。
- イ 航空会社・旅行会社等からの問合せに対応し、県と協議の上、必要なフォローアップを行うこと。
- ウ 訪問時の反応のほか、問い合わせ状況、韓国の情勢や旅行需要に関する情報等、韓国現地窓口として県に報告すべき内容をまとめ、月に1回以上報告すること。

提案に当たっては、想定する訪問先と理由（本県との親和性、商品造成の可能性等）、問い合わせ対応のスキーム・体制、定期報告の内容等を具体的に明示すること。

(3) 航空会社・旅行会社等の招請

- ア チャーター便就航や旅行商品造成のため、(1)において、意欲的な旅行会社を1回以上、県内に招請すること。なお、詳細については、県と協議の上、決定すること。

イ 招請に合わせ、ランドオペレーターや観光関連事業者との商談等の機会を1回以上設けること。

ウ 実施時期や県内訪問地、招請者等については、受託者において適切なものを提案のうえ、県と協議し決定すること。なお、訪問地については、一部に偏ることがないように配慮すること。

エ 宿泊・施設見学・通訳・添乗員等必要な手配を行うこと。宿泊先は、外国人旅行者の受入に積極的な施設とし、視察に必要な見学、体験費用、添乗経費等を計上し、必要な撮影許可、減免許可を取得すること。

オ 招請者へアンケートを実施するなどし、訪問先へのフィードバックを行うこと。

カ 招請実施後、参加した航空会社・旅行会社等に対して、フォローアップを行うこと。

提案に当たっては、想定する招請内容（招請者や実施時期、訪問先、商談の規模感等）を理由とともに明示すること。

(4) セミナーの実施

ア 韓国における本県の魅力の発信と正しい情報の発信のため、航空会社・旅行会社等を対象にしたセミナーを1回以上実施すること。なお、セミナーの実施規模、会場、時期等の詳細については、県と協議の上決定すること。

イ セミナーを実施するにあたり、必要となる資料（日本語・韓国語）を作成すること。

ウ 会場の手配および通訳等の手配を行うこと。

エ 効果の測定のため、参加者に対してアンケート調査を行うこと。なお、セミナーによる本県のイメージ向上者率は90%を目標とする。

オ セミナー後、参加した航空会社・旅行会社等に対して、必要なフォローアップを行うこと。

提案に当たっては、想定するセミナー内容（実施場所、対象、テーマ、参加者数等）を理由とともに明示すること。

(5) 一般消費者向け施策の実施

一般消費者を対象としたプロモーション施策（SNSの運用、広告、旅行博出展等）を実施すること。なお、セミナーの実施規模、会場、時期等の詳細については、県と協議の上決定すること。

提案に当たっては、想定する施策内容（対象、時期、規模感、目標値、効果測定方法等）を理由とともに明示すること。

4 業務委託期間

委託契約日から令和9年3月8日（月）まで

5 成果品（実績報告書）の提出

受託者は、業務終了後、速やかに成果品を提出すること。

- (1) 提出期限：令和9年3月8日（月）
- (2) 提出部数：電子データ及び紙媒体 2部
※A4判カラー・両面
※なお、それぞれの事業実施後、速やかに実施状況報告を行うこと。

6 提出書類

受託者は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 契約締結後に速やかに提出するもの
 - ・着手届（様式第1）
 - ・統括責任者通知書（様式第2）
 - ・実施工程表（任意様式）
 - ・その他、福島県が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務完了後に速やかに提出するもの
 - ・完了届（様式第3）
 - ・韓国現地窓口設置事業の実施にかかる実績報告書
 - ・その他、福島県が業務の確認に必要と認める書類

7 実施体制・総括責任者

- (1) 受託者は、本委託業務を迅速かつ円滑にするため、本委託業務に関する運営に必要な実施体制及び人員を確保すること。
- (2) 受託者は、本業務に当たって十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。

8 その他

- (1) 連絡調整・協議打合せ
 - ・本委託業務が円滑かつ計画的に進むよう、委託者と受託者は適宜、連絡、調整を行うとともに、必要に応じて協議打合せを行うものとする。
 - ・本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、福島県福島県と受託者が協議の上、定めることとする。
- (2) 秘密の保持
 - ・受託者は、本委託業務において知り得た情報を委託者の許可なく、契約期間中はもとより、契約期間終了後においても他に漏らしてはならない。
ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。
- (3) その他協議
 - ・社会情勢の変化により、やむを得ず業務内容を変更する場合は、委託者及び受託者双方で協議の上、決定するものとする。

(以上)